

社会福祉主事任用資格の歴史と課題

坂下晃祥 田中秀和

2007（平成19）年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、より時代のニーズに適合した社会福祉士の活躍が求められている。一方、福祉に関する専門職の資格として、社会福祉士より先に制度化された社会福祉主事については、議論の場に登場する機会が減少し、これまでもその制度の形骸化が指摘されており、その存在意義が問われている。本稿においては、社会福祉主事任用資格の制定史を振り返り、改めてその意義と課題を探ることにより、今後の議論に活かそうとするものである。

キーワード：社会福祉主事、社会福祉士、ソーシャルワーク、専門職養成、社会福祉の専門性

In 2007, Certified Social Workers and Certified Care Workers Act was revised in Japan to meet the needs of our times. In order for us to work in so-called social welfare as specialists, we need either of two kinds of license, that of a certified social worker or the social welfare secretary.

The latter of these was institutionalized earlier. But now it has become only a title. This paper looks back at the history of the social welfare secretary and offers the opportunity to discuss the significance and issues of the social welfare secretary.

Key words : social welfare secretary, certified social worker, social work, profession training, specialty of social welfare

1 社会福祉主事任用資格の誕生

日本国憲法第25条第1項に、「全て国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳われており、日本国民の生存権の保障が明文化されている。この条文の下に、国民は生活保護法に基づき具体的に最低限度の生活が保持されている。また、同条第2項には「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定され、社会福祉の向上や増進が国の義務規定として明らかにされている。この「社会福祉の向上や増進」が、旧生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法の福祉三法の制定、その後の精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子福祉法（現在の母子及び寡婦福祉法）の制

定に伴う福祉六法が法整備された。福祉三法体制が制度化した翌年の1951（昭和26）年には、我が国における社会福祉の基本的な法律となる社会福祉事業法（現在の社会福祉法）が制定された。この社会福祉法には、福祉六法に定める援護、育成または措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関として、「福祉に関する事務所」が同法第14条に規定されており、その「福祉に関する事務所」の主な職員として社会福祉主事が挙げられる。

現在、社会福祉主事は社会福祉法の第四章に明文化されている。同法第18条には「都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く」と規定され、社会福祉主事は必置とされている。しかしながら、同条第2項には、「前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる」とし、社会福祉主事を必置義務とはしていない。またその職務について、同

条第3項に「都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の指定に関する事務を行うことを職務とする」、第4項に「市及び第1項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする」、そして第5項には、「第2項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする」とし、戦後に構築された福祉六法体制の業務が対象とされている。

社会福祉主事に協力・業務連携が求められる職種の一つとして、民生委員が考えられる。民生委員は民生委員法の第14条にその職務が規定されており、同条第1項第5号には「社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。」と規定されている。このことから民生委員は、社会福祉主事との協働、連携が多分に求められる役割を担っているのである。その民生委員制度は、1917（大正6）年に創設された岡山県済世顧問制度および1918（大正7）年に創設された大阪方面委員制度により、それぞれの体制を基盤として発足したのが始まりと考えられている¹⁾。

済世顧問制度が創設された当時、我が国は、1914（大正3）年7月に起きた第一次世界大戦の影響に伴う物価の高騰が、少なからず国民生活に影響を及ぼしていた。しかしながら、戦争による産業、経済などの好況には歓喜するものの、貧民の状況はまだまだ把握されていなかったのが実情であった。このような状況下で、岡山県知事の笠井信一が取り組み、試行錯誤のうえ、岡山県済世顧問制度の最初の大綱が出来上がったのである。その後、済世顧問制度の補充機関として済世委員制度が設けられた。これにより、済世顧問制度における自由裁量による対象者への関わりと、済世委員制度における普遍化、組織的な関わりとの二つの役割体

制となった。つまり、人を中心とした済世顧問制度と、組織を重点とした済世委員制度がそれぞれで活動展開したのである。またこの時代、第一次世界大戦の影響からの物価高騰に伴い、米価上昇により米騒動が勃発していた。このような社会情勢などから、当時の大阪府知事である林市蔵が小河滋次郎と共に作り上げたのが、大阪府方面委員制度である²⁾。

方面委員が救護法第4条に規定された委員となり、市町村長の補助機関として救護事務を行うとされ³⁾、1932（昭和7）年1月に岡山県済世顧問および済世委員も同法第4条上の委員となった。そこで、方面委員制度の全国的統一を図る目的の方面委員令を優先させるために、済世委員制度をそのまま方面委員制度の軌道に乗せ、済世委員を方面委員と改めることにした。一方、済世顧問制度については、方面委員制度とは別種の機能が含まれているとされ、そのまま存置された。このように済世委員は方面委員に吸収され、全国一本化が成立し、済世顧問は別個の組織として存続する形態が岡山県だけで行われたのである⁴⁾。

その後、終戦を境に方面委員を全面的に補正することとなり、1946（昭和21）年9月に民生委員令が制定された。これにより、方面委員制度は民生委員制度として再び制度化された。「民生委員令の施行に関する通牒」には、『生活困窮者に対する保護の徹底を期するために（中略）今般現行方面委員令を廃止し、あらたに民生委員令を制定して、国家の行う生活保護の末端組織たるの性格をもたしめ、十月一日より施行される生活保護法による保護も、すべて民生委員が市町村長の補助機関としてこれに当たることとした。』と記載されており、当初は市町村長の補助機関として位置づけられていた⁵⁾。

民生委員はその業務に関わらず無償ではあるものの、民生委員事務所の事務職員は有給専門吏員制度の先駆と位置づけられる。当初、それぞれの地方ごとに適宜設置された民生委員事務所の事務職員は、1948（昭和23）年、民生委員法により民生委員事務所を必置とされ、法律上制度化されたのである。しかしながら時代に対応すべく、有給専門吏員の充実が急務となった。そこで、1950（昭

和25)年の生活保護法の改正を機会に、有給専門吏員に移譲する方針から、「社会福祉主事の設置に関する法律」に基づいて社会福祉主事の制度が創設されたのである。つまり社会福祉主事は、戦後日本の社会福祉において有給で専任の社会福祉行政現業担当者を中心として位置づけられてきた。当初は生活保護法の実施に携わる職員、すなわち主に福祉事務所の専任職員に必要な資格として規定された。当時は終戦直後の混乱期であり、緊急援護を必要とする人が多く、生活保護を中心とする経済的給付が社会福祉援助の中心であった。社会福祉施設については、児童福祉施設が急増し、職員に関する資格は、児童福祉施設のケアワーカーである保母(現在の保育士)が制度化され、都道府県立保育専門学校、公私立女子短期大学保育科などで養成された。

社会福祉主事は、1950(昭和25)年5月に制定された「社会福祉主事の設置に関する法律」に基づいて創設された。翌年の1951(昭和26)年3月には、社会福祉事業法に組み込まれ、同法が2000(平成12)年6月に社会福祉法に改正された後も、社会福祉主事任用資格制度が引き継がれ、現在に至っている。

「社会福祉主事の設置に関する法律」は、GHQ(連合国軍総司令部)の指導により制定されたものである。GHQのSCAP(連合国最高司令官)は、生活保護法を中心とする公的福祉領域で名誉職である民生委員とは異なる新しい職種として専門ソーシャルワーカー制度を創設しようとした。その立案にあたり厚生省担当官であった黒木利克は、「福祉地区」におく福祉事務所の「ジェネリックなワーカー」としての社会福祉主事を、アメリカでソーシャルワークを学んだ成果を活かして構想し、日本に持ち帰った⁶⁾。黒木は、アメリカ留学中に診断主義学派の理論家であるトールの『コモン・ヒューマンニーズ』にも感銘を受け、このことが社会福祉主事の創設に強く影響している。

「社会福祉主事の設置に関する法律」が制定される過程で、有給専門の職員による援助が不可欠であるという考え方は、単に生活保護制度の運用においてだけでなく、広く児童福祉法や身体障害者福祉法の運用についても採用されるべきだという

意見が支持され、「社会福祉主事の設置に関する法律」制定の契機となった⁷⁾。

社会福祉主事任用資格は、戦後の混乱期が終わり、高度経済成長期に移行してから次第に増加した社会福祉施設や社会福祉事業団体などに雇用されて対人援助の仕事に携わる職員の任用資格制度としても位置づけられるようになってきた。例えば、当初は資格などあまり必要とされていなかった老人福祉施設の生活指導員などにも社会福祉主事任用資格を求めようようになってきた。

伊藤は、社会福祉主事制度について、当初から2点の課題を負っていたという。その1点目は、専門性がきわめて曖昧なまま、官僚機構の中に位置づけられたことである。2点目は、専門性が曖昧な一方で社会福祉主事が「ケースワーカー」と称され、公的扶助の支給とケースワークという、宿命的に背反する2つの役割を負ったこと、を挙げている⁸⁾。

専門性が曖昧なまま官僚機構の中に位置づけられると、法的にはどのように規定されようとも、業務の内容はその時々の方針動向によって直接的な影響を受けるという問題が発生する。また、社会福祉主事が公的扶助とケースワークの2つの役割を負うことは、金銭給付の開始と廃止を決定できる権力を持つ主体が、同時に「自己決定」と「受容」を二大原則とするソーシャルワーク援助の主体となることを意味する。第2次世界大戦後、イギリスではベバリッジ報告による改革と並行して、公的扶助とソーシャルワークは明確に切り離されていた。また、アメリカにおいても社会福祉専門教育を受けたソーシャルワーカーが公的扶助の窓口業務に直接携わることは少ない状況であった。

社会福祉主事が行う業務内容について、後に「仲村・岸論争」と呼ばれる社会福祉の現場業務を中心テーマに据えた論争が起こった⁹⁾。「仲村・岸論争」とは、1956(昭和31)年に当時、日本社会事業短期大学教授であった仲村優一の論文「公的扶助とケースワーク」を中心にして、当時、中部社会事業短期大学教授であった岸勇との間で行われた公的扶助とケースワークに関する一連の論争である。

この論争における基本的な論点は、公的扶助を

めぐる「政策と技術」に関わる点である。ここの仲村の主張で特徴的なのは、公的扶助における伝統的な惰民養成思想の否定と、権威主義的關係になりがちである公的扶助における自立支援の過程の重視という点であった。これに対して、仲村への批判として展開された岸の主張で特徴的なのは、公的扶助とケースワークの分離ないし排除の強調にあった。このような論争が起こった原因は、当時の生活保護行政そのもののなかに、論争の諸契機が伏在していたことにほかならない。当時の公的扶助をめぐる客観的事態は、朝鮮戦争終結にともなう不況・財政難などによって新生活保護法成立以来はじめて保護の「適正化」という名の社会保障制度の見直しが全面的に展開する序幕の時期にあっていた。それは公的扶助だけではなく、他の社会保障・社会福祉全体にも顕著に現れてきていたのである¹⁰⁾。仲村は、当時のケースワークの状況を振り返り、「昭和20年代から30年代にかけては、観念としてのケースワークは入ってきて、それを実質化する状況は全くなく、やっとそれが具体的課題になりえたのは昭和30年代の、とくに後半以降だった」と述べ、当時のソーシャルワークが公的扶助中心でかつ、様々な理論を現場に取り入れる余裕がなかったことを述べている¹¹⁾。

2 社会福祉主事養成カリキュラムの変遷

社会福祉主事制度は創設以来半世紀以上が経過したが、その資格要件は大きく変更されることなく今日に至っている。本項では資格創設当初から現在までの養成カリキュラムについて検討することとする。

1950（昭和25）年5月に制定された「社会福祉主事の設置に関する法律」の第2条は、

「社会福祉主事は、事務吏員又は技術吏員とし、年齢20年以上45年以下の者であつて人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、且つ、左の各号の一に掲げる資格を有するものの中から任用しなければならない。

- 一、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学、旧高等学校令（大正7年勅令

第389号）に基く高等学校及び旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基く専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、

- 二、厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者、
- 三、厚生大臣の定める社会福祉事業従事者試験に合格した者、
- 四、この法律施行の際現に社会福祉事業に従事している者で、昭和21年1月1日以降において2年以上、国若しくは地方公共団体の公務員として、厚生大臣の指定した団体若しくは施設の有給専任職員として社会福祉に関する事務に従事した経験を有する者又はこの法律施行の際現に社会福祉事業に従事している者で、最近5年の間において3年以上、社会福祉、公衆衛生、学校教育、社会教育、職業安定、婦人年少者保護若しくは司法保護に関する事務に従事した経験を有する者。

2. この法律施行の際現に国又は地方公共団体において社会福祉事業に従事している者は、前項の規定にかかわらず年齢45年以上の者であることを妨げない」

と規定している。

「社会福祉主事の設置に関する法律」が施行されてから2ヶ月後に、中央社会事業協会が、この年に専門学校から短期大学に昇格したばかりの日本社会事業短期大学に「社会福祉主事資格認定講習会」の実施を依頼しているほか、翌1951（昭和26）年には社会福祉事業法が成立したのに合わせて、厚生省も中央講習会を年4回、同短大に委託するようになった¹²⁾。

また上記第2条第1項第一号に規定されている社会福祉に関する科目は、厚生省告示によって次のとおり指定されている。

社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会事業統計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学 左記の内、3科目以上。

刑事政策や犯罪学が含まれているのは、犯罪を犯し受刑した者の更生保護のため、また生理衛生学、公衆衛生学、栄養学については、終戦直後から復興する過程にあった日本社会において貧困と病気の悪循環に陥った医療扶助受給者が多かったためと考えられる。これらの科目が設定された当時は、旧学校制度の卒業生と新学校制度の卒業生とが対象であり、「修身」のように戦後にはなくなった科目が含まれていた。

制度発足当時には、社会福祉主事資格取得者が名刺に社会福祉主事と記していたほど評価される資格であった¹³⁾。

その後、「社会福祉主事の設置に関する法律」は、1951（昭和26）年3月に社会福祉事業法（現在の社会福祉法）に組み込まれた。

前述の指定科目は、1981（昭和56）年厚生省告示で改められ、資格要件として明示された科目は以下の通りである。

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学 左記の内、3科目以上。

本改正の特徴として挙げることができるのは、第1に、「社会事業」という用語が「社会福祉」という用語に変化したことである。このような名称の変更は、単に言葉の変化であるだけでなく、理念の変化によって行われ、新しい理念に基づく新しい実体をつくることに役立っている¹⁴⁾。社会事業と呼ばれていたものが社会福祉という用語に改められたのは、消極的な保護・救済および防貧から、積極的な福祉の増進をめざすという理念がとられるようになったためである。

第2として挙げられるのは、精神薄弱者福祉論（現在の知的障害者福祉論）、老人福祉論など、1950（昭和25）年当時には成立していなかった分野に関する科目が追加されたことである。これは、福祉三法の時代から福祉六法へと法制度の整備が推進されてきたことや、日本において高齢化が進展してきたことが要因として考えられる。また、地域福祉の視点が新たに導入された。すなわち、地域を基盤とする社会福祉活動実践は、戦前における方面委員を源流として戦後法制化された民生委員活動をはじめ、新しく組織された社会福祉協議会などによって展開されてきたが、地域福祉が新しい社会福祉の概念として重視され、本格的に理論化されたのは1970年代であった¹⁵⁾。本改正において地域福祉論が加えられたのは、地域福祉が社会福祉の一分野として認められたひとつの証であろう。

つまり、社会福祉主事制度発足当初と比べて、社会福祉主事が社会福祉に関わる専門職として、教育カリキュラムの視点においては時代に対応し、より精緻化されたと捉えることができる。

3 社会福祉士と社会福祉主事の関係

1987（昭和62）年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定された。同法第2条に社会福祉士とは、「第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と定義された。つまり福

社に関わる専門職として法定上位置づけされたのである。しかしながら、社会福祉主事制度について制度改正はされなかった。当時においても、社会福祉主事制度の限界については常に指摘されていた。すなわち、この制度は本来、福祉事務所における生活保護担当者の任用資格であり、公務員として自治体に採用され福祉事務所に配置されなければ公的な効力を発揮しないものであって、その取得方法も高校卒業者の場合は講習会程度の現任訓練、また人文・社会科学系の大学・短大卒業であれば特に社会福祉の専門的な学部学科でなくても教養科目として容易に単位取得できる3科目を履修していれば良いという規定に留まったことなどから、資格制度としての不十分さが指摘され続けてきた。しかし一方では、社会福祉主事制度について、職員の資質向上に大きな歴史的寄与をなし、福祉需要の急激な拡大の時期にはそれなりの対応をしてきたとする評価もある¹⁶⁾。

21世紀を目前にして「社会福祉基礎構造改革」の取り組みとして、2000（平成12）年6月に「社会福祉事業法」が改正され「社会福祉法」となった。社会福祉主事については同法第19条第1項第4号として、新たに「前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの」が追加され、社会福祉士、精神保健福祉士が追加されたものの、大きな変更点はなかった¹⁷⁾。これに先立ち厚生省は、2000（平成12）年2月29日から3月21日に実施した、「社会福祉主事に係る養成制度の見直しに関する意見募集の結果について」の中で、社会福祉士、介護福祉士等他の資格との整合性について、「保健福祉に関して様々な資格が創設されているが、その中での社会福祉主事の資格の位置づけが不明である」との指摘を受けている。これに対して、「今回の見直しは、社会福祉主事資格を社会福祉事業従事者の基礎資格として位置づけ、従事者全体のレベルアップを図るもの」とし、「社会福祉士、精神保健福祉士についても社会福祉主事と同様の者であることを明確にすることとし、従来不明確であった制度間の関係が整理されることとなる」と説明している¹⁸⁾。しかしながら、国家資格である社会福祉士などが任用資格である社会福祉主事に任用選択の

一つという構図は、疑問を呈すると考えられる。現在、社会福祉法第19条には、国家資格である社会福祉士が、社会福祉主事の任用資格の該当条件の一つとして明記されている。社会福祉主事が同法18条第3項から5項を職務とされており、福祉事務所において、生活保護など社会福祉六法に関わる行政機関であり、多岐に渡る福祉ニーズに対応するためにはある程度の専門職としての判断基準を設定すべきと考える。つまり、主事任用資格として社会福祉士の国家資格取得者もしくは国家試験受験資格取得者を必須条件とすることも検討する余地があると思われる。国が社会福祉士の任用・活用が低調と指摘している現状、社会福祉士の更なる活用、促進のためにも一考が望ましいと思われる。

厚生省は1999（平成11）年4月15日付けで「社会福祉基礎構造改革について」（社会福祉事業法改正法案大綱骨子）および「社会福祉事業法等一部改正法案大綱」を発表した。この中には「サービスの質の向上」という大項目があり、この中に社会福祉主事について述べられている箇所がある。

①良質なサービスを支える人材の養成・確保
 ○社会福祉主事について、施設長をはじめとして社会福祉事業従事者全体の資質の向上を図る観点から、養成課程を見直し

上記の点に関して山手は、社会福祉主事任用資格取得コースが増加している現実を指摘して、「サービスの担い手として、社会福祉士よりも専門性が低い社会福祉主事任用資格が残され、施設長・指導員等の既得権が認められるならば、新規採用にあたって社会福祉士資格よりも給料が安く専門性が低い社会福祉主事任用資格が優先されたり、たとえ社会福祉士が採用されてもその専門職としての成長が阻まれる恐れがある」と述べているが、この指摘は的を得ていると考えられる¹⁹⁾。

秋山も、施設長の資格問題を検討しながら、社会福祉主事について、山手同様にわが国の社会福祉専門職制度全般にわたる重要な課題であり、今後も検討が必要であると述べている²⁰⁾。

厚生省は、上記の「社会福祉基礎構造改革」の検討と併行して「福祉専門職の教育課程等に関する検討会」を設け、同検討会が1998（平成10）年9月25日から半年近くをかけて検討した結果をまとめた報告書を1999（平成11）年3月10日に発表した。この報告書の冒頭には、「質の高い福祉サービスの拡充を図ること」を改革の大きな柱の一つとし、そのためには福祉サービスの「担い手となる人材の質の確保・向上が不可欠である」と述べられている。その担い手となる「福祉専門職」には社会福祉士・介護福祉士と並んで社会福祉主事も含まれおり、社会福祉主事をとりあげる理由は、次のように説明されている。

「社会福祉主事についても、福祉事務所現業員、社会福祉施設長及び生活指導員等に必要な専門職の資格として重要な役割を担っており、今後、社会福祉従事者全体の資質の向上を図る観点から、制度の見直しが必要となっている。」

上記検討会では「社会福祉主事をめぐる現状と課題をふまえ、社会福祉主事任用資格及び養成教育について次のような見直しを行う必要がある」として、以下の点があげられている。

- ①三科目主事については、その専門的な資質の向上を図るため、任意の三科目の履修に加え、講習会の受講を要件とする必要がある。
- ②社会福祉主事を福祉事務所現業員、福祉施設長、生活指導員等の共通任用資格として位置づけ、養成教育の内容をこれらの職務に必要な専門的知識を学習するものとする。
- ③寮母（介護職員）、社会福祉協議会職員等、社会福祉事業などに携わる者の資質向上のためにこれらの養成教育を積極的に活用することが考えられる。

社会福祉主事が、福祉事務所現業員だけでなく、福祉施設長や生活指導員などの施設職員さらには社会福祉協議会職員にも必要な資格とされていることについて、京極は、「社会福祉主事は今日もな

お、基本的に社会福祉従事者の基盤をなしており、社会福祉士の存在いかにかわらず、依然としてその重要性を失っていない。」と社会福祉主事の意義を強調している²¹⁾。

一方、山手は、社会福祉主事養成機関施設の指定状況が社会福祉士及び介護福祉士法制定前には21施設であったのに、制定後大きく増加していることを指摘し、「厚生省はなぜ社会福祉士養成と併行して社会福祉主事任用資格所有者養成を拡充したのか改めて疑問を感じざるを得ない」と述べている²²⁾。社会福祉主事養成機関は現在でも増加傾向にあり、その存在意義が時代に適しているのか疑問が残る²³⁾。

4 今後の課題

2007（平成19）年に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、同法第2条に社会福祉士とは、「第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」と定義された。「助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整」が新たに追記され、福祉サービス利用者への専門的な関わりだけでなく、関係機関との連携、調整が明記された。また、この法改正に伴い、社会福祉士の養成カリキュラムが見直され、より実践力の高い社会福祉士を養成するために、相談援助実習及び相談援助演習の教育内容の充実、強化を図るうえで担当教員の要件が改正された²⁴⁾。同時に、社会福祉士の実習を受ける現場での実習指導者の指導要件も新たに規定され、「実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、科目省令第4条第7号に規定する講習会（『社会福祉士実習指導者講習会』という。）の課程を修了したもの」とした²⁵⁾。社会福祉士を養成す

る教育内容をより充実すべく、大きく変容された。

日本学術会議は2008(平成20)年7月14日付の「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」の提言の中で、ソーシャルワーカーの社会的な必要性について具体的に6つの指摘を行っている。その中で、「社会福祉に関する制度改革によって、従来型の社会福祉領域でのソーシャルワーカーの活動に高度な専門性が必要とされている一方、労働、司法、教育等の新たな領域でのソーシャルワーク活動の汎用性が求められる」としたうえで、「従来の専門職等では対応困難な利用者の問題や新たな課題が生じており、その解決に向けて広範囲なソーシャルワーク機能が求められる」と結んでいる²⁶⁾。つまり、社会福祉基礎構造改革を通じて、戦後の措置制度に基づく福祉サービスの利用から、サービス利用者とサービス提供者との契約に基づく利用へと移行してきた。このような時代にそぐう形で変化することが必要なのである。社会福祉教育の課題と見直しについては、「ソーシャルワーカーはこれまで以上に職域を拡大し、高度専門化を図ることが求められる」指摘したうえで、「専門的援助技術を身につける実践的教育内容・システムの開発およびその実践に取り組む必要性」を言及している。さらにソーシャルワーク専門職資格の再編成についても、社会福祉に関連する専門職として、4つの国家資格(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士)やそれに準ずる専門職資格の整理の必要性を指摘したうえで、「ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編」を提案している。

日本社会福祉士会は「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業報告書」において、専門社会福祉士認定制度の提案を行っている²⁷⁾。この中で、「実践力を有する社会福祉士の養成は、元来、養成課程における教育だけでは限界がある」としたうえで、「社会福祉士有資格者の力量が十分に担保され、それを社会に明示してきたとは言い難い」これまでの現状を踏まえ、「養成教育後の研修体系の整備や経験目標の設定など実践力の担保の仕組みを整備するとともに、実践力・専門性を認定する『専門社会福祉士認定制度』」の必要性を指摘している。また、このような専門職の養成、教育

プログラムの見直しや改正は社会福祉士に止まらず、精神保健福祉士にも既に始まっている。精神保健福祉士の養成の在り方等に関する委員会は、「『入院医療中心から地域生活中心へ』という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境」の大きな変化を指摘した上で、「今後の精神保健福祉士に求められる役割」として4点を挙げている。また、「今後の精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術」については7点を指摘し、これらの状況から教育カリキュラムの見直しを行うとした²⁸⁾。このように、社会福祉に関わる専門職の在り方自身が、その時代に求められる存在意義として常に意識しなければならないのである。国家資格が時代のニーズを即応すべく絶えず進化することが求められているのである。しかしながら、社会福祉主事任用資格制度については、時代に即した変容を遂げているとはとても言い難いのである。

身体障害者福祉司と知的障害者福祉司の任用資格として社会福祉士が新たに追加された²⁹⁾。これにより児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司の任用資格として、社会福祉士と社会福祉主事たる資格を有する者2年以上従事した経験が該当条件として法定上、並列となった³⁰⁾。国家資格を取得すれば直ぐに相談援助業務ができる即戦力とは判断し難いものの、社会福祉主事として2年以上の経験者の立場を社会福祉士と同等に位置づけることが妥当とも考えにくい。対人援助業務が経験主義的な傾向に向くことが危惧される。社会福祉の専門職の資質の更なる向上を期待するのであれば、社会福祉士の合格率が全国平均30%前後と容易とは言い難い国家試験からも、まずは国家資格の取得を条件とすることも検討することが望まれる。その意味では、社会福祉主事から社会福祉士へのステップアップ規定は、現在の主事任用資格から国家資格へのシフトを促す可能性と期待したい³¹⁾。この法改正の効果については追跡調査を実施し、社会福祉士の取得率の変化を明らかにすべきであろう³²⁾。

社会福祉主事任用資格の制度化から、ソーシャルワーカーの資格制度は混迷を極めていたが、1987(昭和62)年に社会福祉士及び介護福祉士法が

制定され、ようやくソーシャルワーカーの国家資格が成立した。2010（平成22）年現在、12万人を超える社会福祉士が誕生し、ソーシャルワーカーの中心に社会福祉士が位置するようになってきている。しかし、白旗が指摘するように、相談援助業務を行う職種に占める社会福祉士の割合は二割程度にとどまっている現状がある³³⁾。社会福祉士国家資格を取得しても、相談援助業務に就くことは難しい現状にもかかわらず、国家資格制度よりも養成カリキュラムの点では専門性が低いと考えられる社会福祉主事資格制度が存続していることに対し、疑問を覚えざるを得ない。当時の時代背景から、社会福祉専門教育を受けていない者が社会福祉主事任用資格を取得し、福祉事務所等で活躍することに関しては、戦後しばらくの間は意義があったことは評価できると考える。しかしながら時代は大きく転換してきた経緯がある。社会福祉の在り方自体が変化し続けている現在においては、社会福祉主事任用資格の意義を見出すことができない。新保の指摘通り、その業務を行うにあたって社会福祉主事任用資格が必要とされる福祉事務所の現業員や査察指導員の多くは、必ずしも社会福祉の専門職として必要なソーシャルワークの知識や技術を十分に備えない状況で実務を行っている現状がある³⁴⁾。常勤雇用とまではいかないものの、ようやく福祉事務所への福祉専門職の採用が見られるようになってきている。福祉事務所の人事の問題もあるが、今後は、社会福祉士の職域拡大のためにも、社会福祉主事資格の廃止も視野に入れて、再編されるべきであろう。さらには、秋山の指摘の通り³⁵⁾、「社会福祉士」の配置基準の拡大、給与体系表への位置づけなどより具体的な在り方の検討が今後の課題と考えられる。

社会福祉法第19条には社会福祉主事の資格等として明文化されている。同条第三号には、社会福祉士が明記され、第五号には厚生労働省令で定めるものとしたうえで、精神保健福祉士が定められている。福祉サービスを必要とする相談者への質の高い援助を考える時、相談を受ける者の在り方について、社会福祉主事制度を検討することが求められる。これは、日本におけるソーシャルワーカーの在り方とその資格制度の検討への第一歩と

位置付けられると考える。

注

- 1) 全国社会福祉協議会（1964）『民生委員制度四十年史』東京印刷株式会社1頁参照。
- 2) 前掲注1）16頁参照。
- 3) 救護法（昭和4年法律第39号）第4条に、「方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ救護事務ニ関シ市町村長ヲ補助ス」と規定されている。
- 4) 前掲注1）160頁参照。
- 5) 前掲注1）308 - 309頁参照。
- 6) Tataru, Toshio (1975) Ph.D. Dissertation, "1400 Years of Japanese social work from its origins through the allied occupation, 552-1952" (= 1997、菅沼隆・古川孝順訳『占領期の福祉改革－福祉行政の再編成と福祉専門職の誕生』筒井書房)
- 7) 三和治（1998）「社会福祉主事問題と日本社会事業学校連盟」一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の五十年』株式会社ミネルヴァ書房272 - 292頁参照。
- 8) 伊藤淑子（1996）『社会福祉職発達史研究－米英日三カ国比較による検討』ドメス出版246頁参照。
- 9) 真田是編（1979）『戦後日本社会福祉論争』法律文化社。
- 10) 河合幸尾（1979）「生活保護制度とサービス論争」真田是編『戦後日本社会福祉論争』法律文化社39 - 78頁参照。
- 11) 仲村優一（2007）「日本のソーシャルワークの課題」ソーシャルケアサービス従事者研究協議会編『日本のソーシャルワーク研究・教育・実践の60年』相川書房7頁
- 12) 横山豊治（1999）「社会福祉専門教育の動向と課題－社会福祉士養成教育の体系を中心に－」東洋大学大学院社会学研究科1998年度修士論文。
- 13) 前掲注7)
- 14) 山手茂（1980）「医療福祉におけるチームワークとMSWの役割」児島美都子・皆川修一・山手茂編『患者に福祉サービスを－医療福祉職制度化関係資料集』法律文化社33 - 38頁参照。
- 15) 加納恵子（2002）「地域福祉」山縣文治・柏女雲峰編『社会福祉用語辞典第3版－福祉新時代の新しいスタンダード』ミネルヴァ書房241頁参照。
- 16) 京極高宣（1987）『福祉専門職の展望－福祉士法の成立と今後』全国社会福祉協議会。
- 17) 社会福祉法研究会（2001）「わかりやすい社会福祉法」31頁中央法規出版。
- 18) 厚生労働省ホームページ http://www1.mhlw.go.jp/topic/s/bosyuu/tp0330-2_16.html（2010年5月25日）

- 19) 山手茂 (2003) 『社会福祉専門職と社会サービス』 相川書房 117 - 132 頁参照。
- 20) 秋山智久 (2005) 『社会福祉実践論 - 方法原理・専門職・価値観 (改訂版)』 ミネルヴァ書房。
- 21) 京極高宣 (1997) 「刊行によせて」新・社会福祉学習双書編集委員会編『新・社会福祉学習双書』全国社会福祉協議会。
- 22) 前掲注 19)
- 23) 2010 年 5 月 26 日現在、全国に 90 校の社会福祉主事養成機関がある。
<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST> (2010 年 5 月 25 日)
- 24) 莊村明彦 (2008) 「大学等において開講する社会福祉に関する科目の認識に係る指針について (一部抜粋)」『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規出版株式会社。
- 25) 前掲注 20) 303 頁参照。なお、文部科学省・厚生労働省令第 2 号及び第 3 号 (平成 20 年 3 月 24 日) 並びに厚生省令第 50 号 (昭和 62 年 12 月 15 日) に、実習演習担当教員の要件および実習演習担当教員に関する経過措置について講じられている。
- 26) <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t59-1.pdf> (2010 年 5 月 25 日)
- 27) 社団法人日本社会福祉士会 専門社会福祉士研究委員会 (2010 年 3 月)「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業報告書 (要約版)」。
- 28) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する委員会 (平成 22 年 3 月 2 日) 資料 2「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」3 - 4 頁参照。
- 29) 児童福祉司は、既に社会福祉士が任用資格として位置づけられている。
- 30) 児童福祉法第 13 条第 1 項第 3 号の 2 及び同条第 4 号、身体障害者福祉法第 12 条第 1 項第 1 号及び同条第 4 号、知的障害者福祉法第 13 条第 1 号及び同条第 4 号にそれぞれ規定されている。
- 31) 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条に、社会福祉士の受験資格が規定されており同法改正に伴い、同条第 1 号第 9 号が追記規定された。これにより、社会福祉主事として 2 年以上の相談援助に従事した者は、6 ヶ月の社会福祉士短期養成で必要な知識及び技術を修得すれば社会福祉士の受験資格を得ることができる。
- 32) 厚生労働省編 (平成 21 年 8 月)「厚生労働白書 暮らしと社会の安定に向けた自立支援」株式会社 ぎょうせい。平成 21 年 4 月 1 日現在、全国の福祉事務所数は 1244、福祉事務所職員総数は平成 16 年 10 月 1 日現在、6 万 6086 人である。この職員の内、どれほどの人数が社会福祉士を取得しているかは不明である。
- 33) 白旗希実子 (2009) 「社会福祉士 - 国家資格制度による量的統制」橋本鉦市編『専門職養成の日本的構造』玉川大学出版部 215 頁参照。
- 34) 新保美香 (2010) 「貧困とソーシャルワーク - 生活保護におけるソーシャルワークをめぐる -」『ソーシャルワーク学会誌』第 19 号 15 - 26 頁参照。
- 35) 秋山智久 (2007) 『社会福祉専門職の研究』株式会社ミネルヴァ書房 279 頁参照。

参考文献

- ・船水浩行 (2001) 「わが国生活保護制度の実施体制のあり方に関する考察 (2) - 福祉事務所発足とその課題 -」『東海大学健康科学部紀要』6
- ・西沢哲夫 (1990) 「社会福祉主事制度改善のために」『月刊福祉』4 月号
- ・宮本節子 (2001) 「報告 3 社会福祉主事の専門性と地方分権下での社会福祉主事のあり方」『季刊公的扶助研究』
- ・潮谷有二・上原紀美子 (2003) 「社会福祉主事の概要」『純心現代福祉研究』No.8
- ・厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 (平成 20 年 7 月) 「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関する Q & A」
- ・京都府社会福祉協議会 (1978) 「民生委員制度 - その現状分析と提言」株式会社法律文化社
- ・全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会 (1982) 「民生委員児童委員活動資料集 - 1982 -」
- ・佐光健 (2002) 「社会福祉主事教育課程の改正における動向と課題 - 社会福祉援助技術論を中心に -」『大阪人間科学大学紀要』
- ・柴田紀子 (1995) 「都市社会事業の成立期における社会事業サービスの領域設定とその認識 - 大阪府方面委員制度を事例として -」『金沢大学文学部地理学報告』
- ・厚生労働省社会・援護局 (平成 19 年 3 月) 「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について」
- ・社会福祉法令研究会 (2001) 『社会福祉法の解説』中央法規出版株式会社
- ・蟻塚昌克 (2009) 「証言 日本の社会福祉 - 1920 ~ 2008 -」株式会社ミネルヴァ書房
- ・百瀬孝 (1997) 『MINERVA 福祉ライブラリー⑩日本福祉制度史 - 古代から現代まで -』株式会社ミネルヴァ書房

資料1 社会福祉に関する資格制度の歴史年表

1945	昭和20	《第二次世界大戦終結》
1946	21	＜日本社会事業学校開設（日本社会事業大学の前身）＞
1947	22	・「保健所機能の拡大強化に関する件」（GHQ 公衆衛生福祉部発）
1948	23	・「保健所法施行」 ＜大阪社会事業学校、日本社会事業専門学校大阪分校として開設＞
1949	24	・GHQ、PHW「専任有給福祉吏員の職務に関し厚生省のために準備せられた資料」提出
1950	25	＜同志社大学大学院社会福祉学専攻修士課程開設（日本最初）＞ ＜日本社会事業専門学校が日本社会事業短期大学に昇格＞ ＜大阪社会事業学校が日本社会事業学校から分離独立して大阪社会事業短期大学に昇格＞ ・日本社会事業協会が日本社会事業短大に依頼して「社会福祉主事資格認定講習会」を開催 ・厚生省、「社会福祉主事の設置に関する法律」による養成機関と社会福祉に関する科目を指定 ・国際連合奨学金によるソーシャルワーク海外派遣留学制度開始（池川清－イギリス、今岡健一郎・仲村優一－アメリカ：1952年までに計12名派遣）
1951	26	・中央社会福祉協議会発足（日本社会事業協会、同胞援護会、全日本民生委員連盟が合体、のちの全社協）
1952	27	・第6回全国社会福祉大会第4部会主題「民間社会福祉事業従事者に関する問題」（身分確立のための法律制定の訴え）
1953	28	＜中部社会事業短期大学発足＞ ・日本社会事業職員組合（日社職組）結成 ・日本医療社会事業家協会結成（150人）
1954	29	・少年調査官と家事調査官を統一、家庭裁判所調査官と改称 ・日本社会福祉学会創立総会
1955	30	・日本社会事業学校連盟創立（国際社会事業学校連盟日本支部、当初9校）
1956	31	・第8回国際社会事業教育会議総会（ミュンヘン）で日本社会事業学校連盟の加盟が承認される
1957	32	・日本社会事業学校連盟が日本社会福祉学会の協賛を得て、社会福祉主事・児童福祉司等専門職の資格向上のため厚生大臣に陳情
1957	32	・全社協、医療社会事業研究会発足（4回にわたり医療ソーシャルワーカーの身分資格等検討） ・日本社会事業学校連盟、日本社会福祉学会と共同で「社会福祉主事・児童福祉司・身体障害者福祉司の資格を向上せしめる方策についての陳情」を行う
1958	33	・第9回国際社会事業会議（東京） ・国際ソーシャルワーカー連盟総会（東京） ・第9回国際社会事業教育会議（東京）
1959	34	・日本医療社会事業協会大阪支部、日本社会事業家倫理綱領提案
1960	35	・日本ソーシャルワーカー協会結成
1961	36	・社会福祉施設職員給与引き上げ国家予算獲得決起大会 ＜関西学院大学社会学研究科社会学専攻博士課程開設（日本最初の博士課程における社会福祉学科目提供）＞ ・日本医療社会事業協会、医療ソーシャルワーカー倫理綱領決定
1962	37	・東京都社協民間社会事業従事者処遇調査委員会「資格基準に関する小委員会」中間報告（社会福祉士制度〔1級及び2級〕試案） ・日本社会事業学校連盟、日本ソーシャルワーカー協会の共同で「専門社会事業職員の資格を向上せしめる方策についての陳情」を行う
1963	38	・日本社会事業学校連盟、日本ソーシャルワーカー協会・日本社会福祉学会と共同で最高裁・法務省に「家庭裁判所調査官採用試験科目改正に関する陳情」を行い、社会福祉系専門科目の追加を実現する ・日本社会事業学校連盟、「専門家庭相談員の設置の要望書」を厚生省・自治省に提出し、翌年厚生省通知「家庭児童相談室の設置運営について」により、福祉事務所への設置を実現する
1964	39	・厚生省予算に医療ソーシャルワーカー身分制度調査費として68万円が計上 ・日本精神医学ソーシャルワーカー協会結成
1965	40	・日本社会事業学校連盟、日本精神医学ソーシャルワーカー協会・日本ソーシャルワーカー協会・日本医療社会事業協会と共同で「精神衛生技術指導体制の確立に関する陳情」を行う

社会福祉主事任用資格の歴史と課題

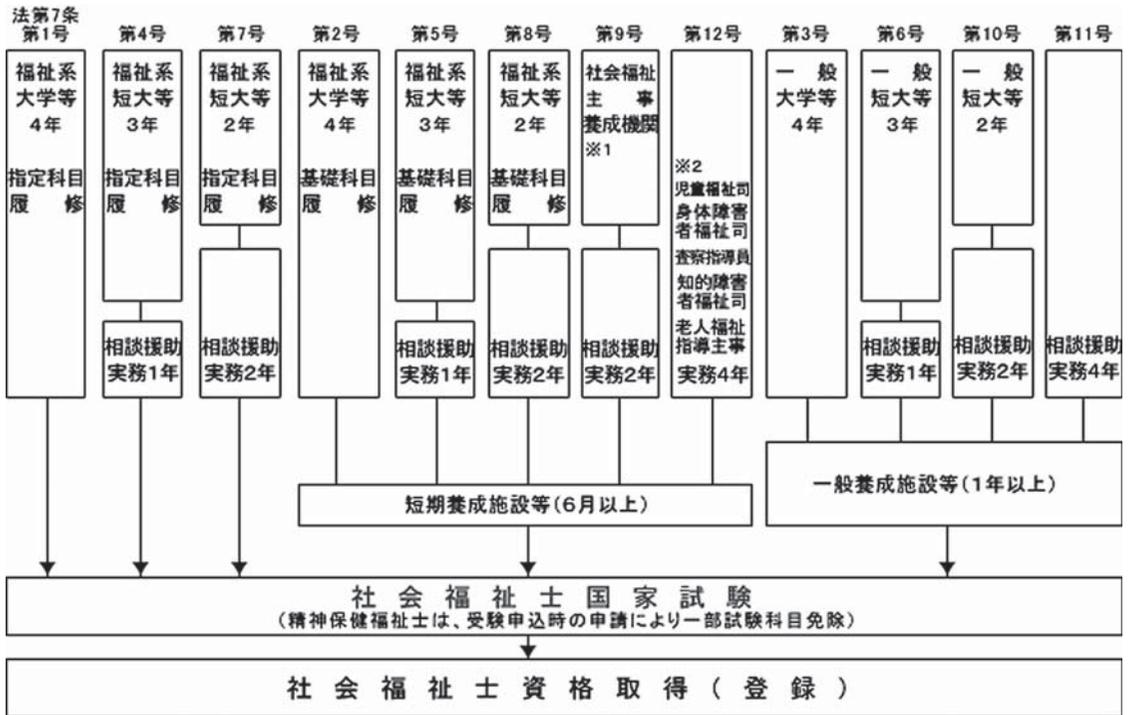
1966	41	<ul style="list-style-type: none"> ・日本精神医学ソーシャルワーカー協会身分資格制度委員会及び日本医療社会事業協会「精神衛生相談員並びに精神衛生担当の医療社会事業員の任用に関する陳情書」を各都道府県知事及び衛生部長に提出 ・東京都社会福祉審議会に対する知事の諮問「東京都における社会福祉専門職制度のあり方ならびに専門職員の養成、確保、使用、再教育、昇進及び各職種の数について」 ・日本社会事業学校連盟、専門化へのカリキュラム編成作業採択 ・日本医療社会事業協会身分制度調査合同委員会発足 ・日本医療社会事業協会、日本精神医学ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会が合同して身分制度調査合同委員会を組織 ・日本医療社会事業協会、身分法推進行動委員会を発足
1967	42	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都社会福祉審議会「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申」 <p><明治学院大学、社会福祉学専攻として最初の大学院博士（後期）過程開設></p>
1968	43	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療社会事業協会、第14回通常総会（浦和）にて、「医療社会福祉士法案」承認（議員立法として推進することを決定） ・日本ソーシャルワーカー協会関東支部倫理綱領委員会「日本ソーシャルワーカー協会倫理綱領（案）」作成
1969	44	<ul style="list-style-type: none"> ・日本社会事業学校連盟、「社会福祉学士」「社会福祉学修士」「社会福祉学博士」の称号の新設を陳情 ・日本医療社会事業協会第15回通常総会で陳情決議（医療ソーシャルワーカーの身分、資格を確立する法律の制定について）
1970	45	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療社会事業協会全国理事会、「医療社会福祉士の身分制度の促進について」総会提出決定
1971	46	<ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究委員会、全社協会長に対し「社会福祉事業法改正に関する中間答申－社会福祉専門職制度について」（5月、全社協会長より厚生大臣に提出） ・中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会、「社会福祉専門職員の充実強化方策としての『社会福祉士法』制定試案」公表 ・第19回日本社会福祉学会共通論題「社会福祉の専門性をめぐって」 ・日本社会福祉学会、社会福祉専門職問題検討委員会設置（委員長嶋田啓一郎同志社大学教授、他7名）
1972	47	<ul style="list-style-type: none"> ・日本社会福祉学会社会福祉専門職問題検討委員会、「社会福祉士法」制定試案に対するアンケート調査による中間報告
1973	48	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療社会事業協会再建総会、身分制度問題から改めて資格制度化問題として取上げる
1975	50	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省社会局長私設諮問委員会・社会福祉教育問題検討委員会設置、「今後における社会福祉関係者教育の基本構想及び社会福祉教育のあり方」諮問
1976	51	<ul style="list-style-type: none"> ・中央社会福祉審議会職員問題専門分科会、福祉教育問題検討委員会の取りまとめ（審議に先立ち、『社会福祉士法』制定試案の取り扱い協議の結果、試案の白紙還元を決定） ・中央社会福祉審議会、「社会福祉教育のあり方について」意見具申
1977	52	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療社会事業協会、「医療ソーシャルワーカーの資格制度化を要望する請願」運動を展開
1978	53	<ul style="list-style-type: none"> ・第84国会において請願第5425号「医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に対する請願」が参議院社会労働委員会において採択される ・第85国会において請願第2061号「医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に対する請願」が衆議院社会労働委員会でも採択される
1979	54	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和54年度厚生省厚生科学研究「医療ソーシャルワーカーの業務における他職種との分担と連携に関する研究」
1980	55	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和55年度厚生省厚生科学研究「医療ソーシャルワークの保健医療分野における専門技術性の位置づけに関する研究」
1981	56	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省社会局長通知「社会福祉主事の資格に関する科目指定の告示の一部改正及び社会福祉主事資格認定講習会の指定基準の一部改正について」
1982	57	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険の中で医療ソーシャルワーカー業務の点数化が認められる（医療社会復帰指導料160点） ・日本医療社会事業協会、「医療社会福祉士法」試案大綱をまとめる
1983	58	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生省公衆衛生局老人保健部長通知「老人保健法による医療の取り扱い及び担当に関する基準、並びに医療に要する基準等について」（この中で医療ソーシャルワーカーが指導を行った場合に退院指導料（100点）を算定できることを明記） ・第23回国際社会福祉会議の我が国への招請が正式決定 ・日本ソーシャルワーカー協会、日本社会事業大学を会場に再建総会挙行
1984	59	<ul style="list-style-type: none"> ・日本医療社会事業協会、「医療ソーシャルワーカー資格認定を準備するための委員会を設置する」ことを決定（協会認定への動き）

1985	60	・日本社会事業学校連盟、「社会福祉専門職養成基準」策定 ・日本社会事業大学、原宿から清瀬への移転決定
1986	61	・社会福祉教育懇談会、「社会福祉専門従事者の教育および資格に関する提言」を発表 ・第23回国際社会福祉会議・第23回国際社会事業教育会議・第9回国際ソーシャルワーカーシンポジウム、日本（東京）で開催 ・日本医療社会事業協会全国理事会、「医療ソーシャルワーカー」資格認定要綱（案）
1987	62	・厚生省内に斎藤大臣主導の「資格制度プロジェクトチーム」発足（福祉・医療分野における新たな資格制度の導入を検討） ・第1回福祉関係三審議会合同企画分科会小委員会会合（資格制度の法制化について検討開始） ・厚生省健康政策局、「新たな医療関係職種の資格制度のあり方に関する検討会」開催 ・福祉関係三審議会合同企画分科会意見具申（福祉関係者の資格制度について） ・社会福祉士及び介護福祉士法公布
1988	63	・厚生大臣指定養成施設による社会福祉士・介護福祉士養成教育開始 ・（初年度は社会福祉士養成施設1校、介護福祉士養成施設25校）
1989	平成 1	・「医療ソーシャルワーカー業務指針普及のための依頼」（厚生省健康政策局長通知） ・日本社会事業大学、原宿から清瀬へ移転
1990	2	・日本医療社会事業協会、厚生省健康政策局長に対し「医療ソーシャルワーカーの資格制度化に関する要望書」を提出 ・厚生省健康政策局「医療福祉士（仮称）資格化にあたっての考え方」 ・日本医療社会事業協会、大宮総会にて「社会福祉士と別の国家資格は求めない」ことを決議
1994	6	・厚生省精神保健福祉課より「精神保健福祉士の国家資格化の検討」（試案）が示される
1995	7	・厚生省に「精神科ソーシャルワーカー業務研究会」設置 ・厚生科学研究「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の資格制度のあり方に関する研究」
1996	8	<東洋大学、福祉系初の夜間大学院「社会学研究科福祉社会システム専攻修士課程」開設>
1997	9	・21世紀の福祉専門職を考える会主催 緊急集会「保健・医療・福祉改革と福祉専門職資格を考える－“精神保健福祉士法案”の国民への影響」を開催
1998	10	・精神保健福祉士法が成立
2001	13	・「医療ソーシャルワーカーのあり方に関する検討会」にて社会福祉士の実務経験施設に医療施設を加えることが決まる
2002	14	・日本医療社会事業協会、福祉俸給表適用にむけての運動を開始
2003	15	・「医療ソーシャルワーカー業務指針」の改定 ・人事院規則改定により国立病院ソーシャルワーカーに「福祉職俸給表」が適用される
2006	18	・「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正」により社会福祉士養成課程における「実習施設」に病院や診療所、地域包括支援センター等が追加される ・平成18年診療報酬改訂においてはじめて社会福祉士が明記される 1. ウイルス疾患指導料 2. 在宅時医学総合管理料 3. 回復期リハビリテーション病棟入院料 4. 退院時リハビリテーション指導料 5. リハビリテーション総合計画評価料
2007	19	・「社会福祉士及び介護福祉士法」改正
2009	21	・新カリキュラムによる社会福祉士養成教育の開始

50周年記念誌委員会編（2003）『日本の医療ソーシャルワーク史 - 日本医療社会事業協会の50年』川島書店 265 - 273頁を参考に田中が作成

資料 2

【社会福祉士資格取得ルート図】



※1 社会福祉主事養成機関(昼間課程、夜間課程)は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在2校あります。

- 社会福祉主事養成機関(通信課程)
- ・ 日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程
 - ・ 全国社会福祉協議会中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程

※2 社会福祉士及び介護福祉士法第7条12号による児童福祉司、査察指導員等については、同法附則(平成19年12月5日)第3条第2項により、平成25年1月実施(予定)の第25回試験まで、実務経験5年以上で受験できます。(第25回試験は平成24年12月4日までに5年以上の者)

(財)社会福祉振興・試験センター ホームページより

資料3

図 ソーシャルワーク専門職の資格制度の再編成



日本学術会議（2008（平成20）年7月14日）「近未来の社会福祉教育のあり方について—ソーシャルワーク専門職資格の再編成に向けて—」より

資料 4

【定義及び役割】

●認定社会福祉士の定義／役割

(定義)

認定社会福祉士とは、

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、所属組織を中心にした分野における福祉課題に対し、倫理綱領に基づき高度な専門知識と熟練した技術を用いて個別支援、他職種連携及び地域福祉の増進を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

(認定社会福祉士の役割)

1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースの対応を担当する。
2. 職場内でリーダーシップをとる。実習指導など人材育成において指導的役割を担う。
3. 地域や外部機関との対応窓口となる（窓口として緊急対応、苦情対応などに関わる。）
4. 関連分野の知識をもって、他職種と連携する。職場内でのコーディネートを行う。組織外に対して自分の立場から発言ができる。

●認定専門社会福祉士の定義／役割

(定義)

認定専門社会福祉士とは、

社会福祉士及び介護福祉士法の定義に定める相談援助を行う者であって、福祉についての高度な知識と卓越した技術を用いて、倫理綱領に基づく高い倫理観をもって個別支援、連携・調整及び地域福祉の増進等に関して質の高い業務を実践するとともに、人材育成において他の社会福祉士に対する指導的役割を果たし、かつ実践の科学化を行うことができる能力を有することを認められた者をいう。

(認定専門社会福祉士の役割)

1. 分野をまたがり複数の課題のあるケースについての指導・スーパービジョンを行う。
2. 財務管理、人事管理、苦情・リスクマネジメントなどの組織管理を理解し、組織のシステムづくり、変革に取り組む。
3. 地域の関連機関の中核となり、連携のシステム作り、地域の福祉政策形成に働きかける。
4. 科学的根拠に基づく実践の指導・推進を行う。

「専門社会福祉士認定システム構築にむけた基礎研究事業報告書（要約版）」10頁より